



## 復興特別会計予算

(3兆7, 754億円)

<具体例> (1兆7, 321億円)

○全国防災※ 4, 827億円

○各省、独法等の研究費、施設費等  
1, 751億円

○その他 10, 743億円

## 復興庁所管予算

(2兆0, 433億円)

<具体例> 復興交付金 2, 868億円、復興調整費 50億円 等

## 復興関係事業費の一括計上予算

(1兆7, 429億円)

<具体例>

○被災地における公共事業等 4, 881億円

○原子力災害復興関係 4, 569億円

○災害廃棄物処理事業 3, 442億円 等

※全国防災とは、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」(「東日本の復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定))を指す。

# 平成25年度復興特別会計関係要求額



## 復興特別会計

(4兆4, 794億円+事項要求)

<具体例> (1兆6, 565億円)

○全国防災※ 9, 412億円

○各省、独法等の研究費、施設費等  
1, 811億円

○その他 5, 342億円

## 復興庁所管

(2兆8, 230億円+事項要求)

<具体例> 復興交付金 5, 827億円、復興調整費 25億円 等

## 復興関係事業費の一括計上

(2兆2, 290億円+事項要求)

<具体例>

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ○被災者支援         | 2, 073億円  |
| ○まちの復旧・復興      | 11, 691億円 |
| ○産業の振興・雇用の確保   | 1, 275億円  |
| ○原子力災害からの復興・再生 | 7, 251億円  |

※全国防災とは、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」(「東日本の復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定))を指す。

# 津波被災区域・原子力災害避難区域における平成24年度分の固定資産税等の課税免除

## (平成23年度課税免除対象)

(津波被災区域)

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋

(原災避難区域)

以下の区域等のうち、避難等の実施状況等を総合的に勘案して、市町村長が指定した区域内の土地・家屋  
・警戒区域  
・計画的避難区域  
・緊急時避難準備区域

平成24年度も課税免除を原則継続

(津波被災区域課税免除の留意点)

土地・家屋の使用状況等を総合的に勘案し、市町村長が課税することが適当と認める土地・家屋は課税免除対象外。

(原災避難区域課税免除の留意点)

H24.1.1以前に警戒区域等が解除された区域内の土地・家屋は課税免除対象外。

※課税免除対象外となった区域は別途特例措置あり

## 平成24年度に課税免除対象でなくなった土地・家屋に係る固定資産税等の特例措置

H23津波被災区域課税免除対象の土地・家屋

津波により甚大な被害を受けた区域として  
市町村長が指定した区域内の土地・家屋

H23原災避難区域課税免除対象の土地・家屋

警戒区域等のうち、避難等の実施状況等を総合的に  
勘案して市町村長が指定した区域内の土地・家屋

H24.1.1時点の使用状況等を総合的に勘案し  
課税することが適当な土地・家屋

H24.1.1時点で避難区域解除済み区域の土地・家屋  
(その後、H24年度中に再度の避難区域指定無し)

これらの土地・家屋はH24年度は課税免除対象外

上記のH24年度課税免除対象外の土地・家屋のうち、土地・家屋の使用状況等を総合的に勘案し、  
市町村長が固定資産税等を減額することが適当と認める土地・家屋を指定・公示

市町村長が指定・公示した土地・家屋に係る税額を1/2減額

※既存の税額特例(新築住宅特例・代替家屋特例等)と併用可。

## 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して避難指示等を行うことの指示 の対象となった区域内の土地及び家屋に係る平成25年度分以降の課税免除等

### 特例概要

- (I) 避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置を、平成25年度以後、当分の間継続。
- (II) 課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置を、原則3年度分とし、平成25年度以後当分の間、新たに除外された区域についても適用。

